

(以下は草案です。)

薬学生実務実習運営委員会規則

平成 22 年 11 月 26 日

22 つ薬薬委第 1 号

(平成 22 年 11 月 27 日つくば薬剤師会薬学生実務実習運営委員会第一号)

(目 的)

第 条 この規則は、つくば薬剤師会の規約、薬剤師倫理綱領その他関係法令に基づき、つくば市およびつくばみらい市並びに協力薬局の所在の地域薬剤師会等、また会員相互による連携における円滑な薬学生実務実習の運営を目的とする。

(事業内容)

第 条 薬学生実務実習運営委員会(以下、委員会という)は、以下の事業を行う。

- 1 薬学生受入施設連絡等による実習実態の調査および研究
- 2 受入施設の支援
- 3 薬学生実務実習に関する講演会および研修会の開催
- 4 その他付帯事業

(組 織)

第 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 つくば薬剤師会実務実習担当理事
- 二 実務実習受入施設の実務実習指導薬剤師
- 三 協力薬局の薬剤師
- 四 つくば薬剤師会員である薬剤師
- 五 その他委員会が必要と認めた者

(委員長)

第 条 委員会には委員長を置き、つくば薬剤師会実務実習担当理事をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任 期)

第 条 委員の任期は、2年とする。

2 前条の委員の任期は、前項の委員の任期の終期を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。

3 第2項及び第3項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(招 集)

第 条 委員会は、以下の場合速やかに招集する。

- 1 委員長が招集する場合
- 2 委員2名以上の要請がある場合
- 3 つくば薬剤師会理事会の要請がある場合

(会 議)

第 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことできない。

- 2 議事の可否の数には、議長は含まないものとする。
- 3 議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 議長は、議事、質疑応答を議事録しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第 条 委員会は、必要があるときは委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(小委員会)

第 条 委員会に、必要に応じて小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の任務、組織その他必要な事項は、委員会が定める。

(庶 務)

第 条 委員会の庶務は、つくば薬剤師会担当理事において処理する。

(雑 則)

第 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会がその都度別に定める。